

1.化学物質及び会社情報

昭和化学株式会社  
東京都中央区日本橋本町4-3-8  
担当  
TEL(03)3270-2701  
FAX(03)3270-2720  
緊急連絡 同上  
作成 平成21年12月17日

化学物質等のコード : 1912-1236

化学物質等の名称 : プロテイン銀

2.危険有害性の要約

分類の名称 : 急性毒性物質  
有害性 : 眼、皮膚、粘膜に対し腐食性がある。  
飲み込んだ場合、有害性が高い。  
吸入した時は有害である。  
環境影響 : データなし

3.組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品  
化学名 : プロテイン銀  
成分及び含有量 : Ag含有量 = 7.5 ~ 8.5%  
化学式又は構造式 : 不定  
官報公示整理番号 : 化審法: 設定されていない。  
CAS No. : 9008-42-8  
危険有害成分 : プロテイン銀

4.応急処置

眼に入った場合 : 直ちに薄い食塩水で洗浄した後、多量の水で15分間以上  
洗い流し、眼科医の処置を受ける。  
皮膚に付いた場合 : 直ちに汚染された衣服やくつ等を脱がせる。  
直ちに付着又は接触部を石鹸で洗浄し、多量の水を用いて  
洗い流す。  
吸入した場合 : 鼻をかみ、うがいをする。  
飲み込んだ場合 : 直ちに多量の薄い食塩水を飲ませて吐かせ、医師の処置を  
受ける。

5.火災時の処置

消火方法 : 硫酸銀自体は不燃性であるが、周辺火災の場合は、速やか  
に容器を安全な場所に移動させる。移動不可能な場合は容  
器及び周囲に散水して冷却する。

6.漏出時の措置

飛散した場所の周辺にはロープを張る等して人の立入りを  
禁止する。作業の際には必ず保護具を着用し、風下で作業  
をしない。飛散したものは空容器にできるだけ回収し、そ  
のあとを食塩水を散布して塩化銀とし、多量の水を用いて  
洗い流す。

7.取扱いおよび保管上の注意

取扱い : 皮膚等に付けたり、吸入しないように  
適切な保護具を着用する。  
保管 : 光を通さない密封容器に入れ、冷暗所に保管する。  
又有機物や酸化され易い物質との接触は避ける。

8.暴露防止及び保護措置

管理濃度 : 設定されていない  
許容濃度 : 日本産業衛生学会 : 設定されていない  
ACGIH : 設定されていない  
設備対策 : 粉塵の発生するような場所では局所排気装置を設ける。  
保護具 : 保護手袋、保護眼鏡、防じんマスクを着用する。

## 9.物理的及び化学的性質

外観等	: 黄褐色～褐色の結晶又は結晶性粉末
沸点	: データなし
融点	: データなし
揮発性	: 無
溶解度	: 水に易溶、エタノール、エーテル、クロロホルムにほとんど溶けない。
その他	: 光により分解して黒変する。

## 10.安定性及び反応性

化学的安定性	通常の取扱い条件においては安定。 酸化剤との接触すると反応することがある。
自己反応性・爆発性	: データなし
自己反応性	: データなし
混合危険性	: データなし
避けるべき条件	: データなし
危険、有害な分解生成物	: データなし
安定性・反応性	: やや吸湿性あり、光によって変化する。

## 11.有害性情報(人についての症例、疫学的情報を含む)

毒性	
急性毒性	: データなし
亜急性毒性	: データなし
慢性毒性	: データなし
刺激性(皮膚、眼)	: データなし
感作性	: データなし
変異原性	: データなし
変異原性(微生物、染色体異常)	: データなし
皮膚腐蝕性	: データなし
がん原性	: データなし
生殖毒性	: データなし
催奇形性	: データなし
暴露による影響(単回、反復、連続)	: データなし
その他	: データなし
その他(水と反応して有毒なガスを発生する等を含む)	: データなし

## 12.環境影響情報

分解性	: データなし
蓄積性	: データなし
魚毒性	: 水溶性の銀化合物のため、水生生物に有害である。

## 13.廃棄上の注意

廃棄	還元焙焼法により行い金属銀として回収する。
備考	焙焼法を行う場合には処理を専門業者に委託することが望ましい。

## 14.輸送上の注意

容器の破損、漏れが無いことを確かめ、衝撃・転倒・落下・破損の無いように積み込み、荷くずれ防止を確実にを行う。 該当法規に従って取扱、包装、表示、運送を行うこと。 (国、都道府県並びにその地方の法規、条令に従うこと。)	
輸送に関する国際規制	
陸上輸送	: 規制なし
海上輸送	: 規制なし
航空輸送	: 規制なし
国連分類	: 非該当
国連番号	: 非該当

## 15.適用法令

労働安全衛生法 法第57条の2(令第18条の2)名称等を通知すべき有害物 No.137	
化学物質管理促進法(PRTR法) 第一種指定化学物質 No.82	
(改正前PRTR法: 第一種指定化学物質 No.64)	
消防法	非該当
毒物及び劇物取締法	非該当
船舶安全法(危規則)	非該当
航空法	非該当

## 16.その他の情報

### 参考文献

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ 化学工業日報社  
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ 化学工業日報社(2000)  
化学物質の危険・有害便覧 中央労働災害防止協会編  
化学大辞典 共同出版  
安衛法化学物質 化学工業日報社  
産業中毒便覧(増補版) 医歯薬出版  
化学物質安全性データブック オーム社  
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編) 三共出版  
化学物質の危険・有害性便覧 労働省安全衛生部監修  
中央労働災害防止協会編

---

このデータは作成の時点における知見によるものですが、かならずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。